

○小田原城天守閣耐震改修等検討委員会傍聴要領（案）

（平成 23 年 8 月 日）

小田原城天守閣耐震改修等検討委員会傍聴要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、小田原城天守閣耐震改修等検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第 2 条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を傍聴受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

（傍聴の制限）

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

（禁止行為）

第 4 条 傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 会議会場において、みだりに席を離れること。
- (3) 会議会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (4) 会議会場において、会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (5) 会議会場において、飲食又は喫煙をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

（撮影、録音等の禁止）

第 5 条 傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、委員会の許可を得た者は、この限りでない。

（退場）

第 6 条 傍聴する者が、前 2 条の規定に違反するときは、委員会の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴する者は、公開の会議中において、委員会が会議の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

（委任）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員会の長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 8 月 日から施行する。